

令和8年第1回日田市議会定例会 議案の概要

招 集 日 令和8年2月26日（木）

提出議案 40件（条例議案19件、損害賠償議案1件、計画変更議案1件、市道議案2件、
専決処分承認議案1件、補正予算議案7件、当初予算議案9件）

報 告 2件

一 目 次 一

議案 番号	議 案 名	頁
1	日田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1
2	日田市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について	3
3	日田市交通安全対策会議条例の廃止について	4
4	日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の廃止について	5
5	日田市部設置条例の一部改正について	6
6	日田市行政手続条例の一部改正について	7
7	日田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について	8
8	日田市一般職員の給与に関する条例の一部改正について	9
9	日田市行政財産使用料条例の一部改正について	10
10	日田市手数料条例の一部改正について	11
11	日田市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	12
12	日田市立診療所条例の一部改正について	13
13	日田市国民健康保険税条例の一部改正について	14
14	日田市森林等火災防止条例の一部改正について	16
15	日田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	17
16	日田市公園条例の一部改正について	18
17	日田市景観条例の一部改正について	19
18	日田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	20
19	日田市公共下水道条例の一部改正について	21
20	損害賠償の額の決定について	22
21	日田市過疎地域持続的発展計画の変更について	23

議案 番号	議 案 名	頁
22	市道路線の廃止について	26
23	市道路線の認定について	
24	専決処分（令和7年度日田市一般会計補正予算（第7号））の承認について	27
25	令和7年度日田市一般会計補正予算（第8号）	
26	令和7年度日田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
27	令和7年度日田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
28	令和7年度日田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
29	令和7年度日田市給水施設事業特別会計補正予算（第1号）	
30	令和7年度日田市水道事業会計補正予算（第2号）	
31	令和7年度日田市下水道事業会計補正予算（第1号）	
32	令和8年度日田市一般会計予算	
33	令和8年度日田市国民健康保険特別会計予算	
34	令和8年度日田市後期高齢者医療特別会計予算	
35	令和8年度日田市介護保険特別会計予算	
36	令和8年度日田市診療所事業特別会計予算	
37	令和8年度日田市給水施設事業特別会計予算	
38	令和8年度日田市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	
39	令和8年度日田市水道事業会計予算	
40	令和8年度日田市下水道事業会計予算	

— 目 次 —

報告	名 称	頁
1	専決処分の報告について	27
2	専決処分の報告について	

(条例議案)

議案第1号 日田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【担当課：こども未来課】

1 議案提出の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等のための支援給付が創設されたことから、所要の事項を定めること。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要等

(1) 事業概要

保育所等の施設において、保育所等に通園していない生後6ヶ月から満3歳未満のこどもを対象とし、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できること。また、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されたこと。

(2) 認可及び確認

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）においては、①児童福祉法に基づく市の認可を前提として、②子ども・子育て支援法に基づき、乳児等通園支援事業を行う者が運営基準を満たしていることを市が確認することによって、「乳児等のための支援給付」を行うこと。

このため、「事業者の事業認可」及び「運営の確認」を行うための基準を市が条例で定めることとされていることから、条例を制定する必要があること。

3 市町村の認可制度の概要

乳児等通園支援事業では、「日田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準を満たした乳児等通園支援事業を行う者からの申請に基づき、1時間当たりの利用定員を定めた上で、「乳児等のための支援給付」の対象となることを市町村が「確認」すること。

区分	施設・事業の類型	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	大分県	日田市 (日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)
	保育園		
	認定こども園		
地域型保育事業 (地域型保育給付)	家庭的保育事業（利用定員5人以下の家庭的保育者の居宅等で保育）※市内なし	日田市 (日田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)	日田市 (日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)
	小規模保育事業(利用定員6～19人以下の保育施設で保育) ※つぼみ保育園		
	事業所内保育事業（事業所内で従業員の子どものほか地域の子どもを保育）※日田中央病院たんぽぽ保育所（休園中）		
	居宅訪問型保育事業（子どもの居宅で保育）※市内なし		
乳児等通園支援事業 (乳児等支援給付)	上記の施設に加え、地域子育て支援拠点等 ※丸の内子育て支援センター、ひのくま子育て支援センター、チャイルドプラザ	日田市 (日田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)	日田市 (本議案)

4 条例制定の内容等

(1) 条例制定に当たっての考え方

基本的には、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準とすること。ただし、日田市暴力団排除条例の趣旨に基づき、市民の安心・安全を図るため、事業者の運営に関して、暴力団関係者の参入や影響を排除する市独自規定を加えること。

(2) 国の基準（内閣府令）

国の基準（内閣府令）については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、①従うべき基準と②参酌すべき基準に分けられ、それぞれの基準に従って、条例を定める必要があること。

(3) 条例制定（基準）の主なもの

項目	概要	基準区分
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間当たりの利用定員を定めること。 ・利用する時間数、開所日数及び時間その他の事情を考慮し、1月当たりの利用定員を定めること。 	従うべき基準
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始前に当該保護者と面談を行うこと。 ・面談前に、あらかじめ運営規定の概要、職員の勤務の体制、費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付すること。 ・重要事項の説明及び保護者の同意を得ること。 ・正当な理由がなく利用の申込みを拒んではならないこと。 ・市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力すること。 	従うべき基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・最初に特定乳児等通園支援を提供する際に、乳児等支援支給認定証の確認（有効期間等）を行うこと。 	参酌すべき基準
特定乳児等通園支援の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から利用者負担（文具、行事参加費、食事代、その他経費等を含む。）の支払いを受けることができること。 ・保護者から支払いを受けた場合は、領収書を交付すること。 	従うべき基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体調が急変した場合等には、速やかに保護者や医療機関等へ連絡すること。 ・子どもの保護者が不正行為等により給付を受け、又は受けようとしたときは、市へ通知すること。（不正受給の防止） 	参酌すべき基準
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの国籍等により、差別的な取扱いをしてはならないこと。 ・子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならないこと ・事業所の管理者・職員（退職者含む）は業務上知り得た子どもやその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ・事故発生時には必要な措置（家族・市への速やかな報告、記録、損害賠償）を講ずること。 	従うべき基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する重要事項に関する規程（運営規定）を策定すること。 ・適切な支援を提供可能な勤務体制を定めること。 ・苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録すること。 ・特定乳児等通園支援事業の会計とその他の会計を区分すること。 ・教育・保育の提供に関する記録を整備し、5年間保存すること。 	参酌すべき基準

（施行日 令和8年4月1日）

議案第2号 日田市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

【担当課：健康保険課】

1 議案提出の理由

日田市保健センターの利用状況及び他の施設における保健事業等の実施状況を踏まえ、同センターを廃止するに当たり、条例を廃止すること。

2 施設廃止の経緯及び理由

- (1) 本条例に規定する3つの保健センター（前津江保健センター、上津江保健センター及び大山保健センター）は、いずれも市町村合併前に建設され、同合併後も継続して各地区における保健事業の実施場所として活用されてきたこと。
- (2) しかしながら、本市全体として、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、健康診査等の保健事業の対象者が減少するとともに、当該対象者のニーズが多様化してきたこと。
- (3) (2)の状況等を踏まえ、各保健事業の特性に応じた運営方法への見直しを継続して行ってきたこと。
- (4) (3)の見直しの中で、保健センターの設置地区における保健事業は、主に地区公民館や振興局で実施されることとなり、現時点において保健センターを活用した事業は実施されていない状況であること。また、今後の将来的な視点においても、保健事業の実施に当たって、当該センターを活用する見込みがないことから、令和8年3月31日をもって廃止することとしたもの。

3 日田市保健センターの概要

- (1) 設置目的：地域住民の健康の保持及び増進を図ること。
- (2) 事業内容：① 住民の保健指導、健康教育、健康診査、健康相談等に関すること。
② 住民の自主的な保健活動の指導に関すること。
③ その他保健衛生並びに福祉の向上及び増進に関すること。

(3) 施設詳細

名称	位置	構造	建築年	延床面積	これまでの主な事業実績
日田市前津江保健センター	日田市前津江町大野2184番地1	木造	平成11年	527.90㎡	・健康診査及び乳幼児健診
日田市上津江保健センター	日田市上津江町川原3933番地	木造	平成8年	486.20㎡	・健診結果に係る個別指導
日田市大山保健センター	日田市大山町西大山3610番地1	鉄筋 コンクリート	平成7年	338.78㎡	・乳幼児相談

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

日田市交通安全対策会議を廃止するに当たり、条例を廃止すること。

2 日田市交通安全対策会議廃止の経緯及び理由

- (1) 令和4年地方分権に関する提案募集において、一部の団体が、交通安全対策基本法で市町村の努力義務規定としている市町村交通安全計画の作成について、「計画作成に係る事務負担」や「都道府県交通安全計画との重複」等を理由に、努力義務規定を削除するよう国に提案したこと。
- (2) 国は、市町村交通安全計画について、「努力義務規定」から「できる規定」とする交通安全対策基本法の一部改正（令和5年6月16日公布、同日施行）を実施したこと。
- (3) (2)を踏まえ、本市では、市交通安全計画の作成に係る労力を施策の実施に振り向け、より実効性のある交通安全施策を展開するため、市交通安全計画については、現行の第11次計画（令和3年度～令和7年度）をもって終了すること、また、市交通安全計画の作成を主な所掌事務とする日田市交通安全対策会議については、市交通安全計画の終了に併せて廃止することとしたもの。

3 日田市交通安全対策会議の概要

昭和45年に交通安全対策基本法が制定されたことを受け、昭和56年に本条例を制定し、設置。

(1) 主な所掌事務

日田市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 委員構成

国の関係地方行政機関の職員、大分県の部内の職員、大分県警察の警察官、市職員、教育長及び日田玖珠広域消防組合消防長

(3) 活動状況

昭和56年度以降、5年毎に市交通安全計画を作成していること。

(施行日 令和8年4月1日)

議案第4号 日田市教育委員会の委員の定数に関する条例の廃止について

【担当課：教育総務課】

1 議案提出の理由

日田市教育委員会の委員の定数を見直し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する4人に改めるため、条例を廃止すること。

2 定数見直しの理由等

(1) 本条例の制定経緯

教育委員会委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置などを目的とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行されたこと。

この改正により、教育委員会の委員は原則4人とし、条例で定める場合は5人以上とすることも可能とされたことから、定例教育委員会における委員からの意見などを踏まえ、民意を教育行政に一層反映させることを目的に、平成27年3月議会において本条例の制定議案を提出し可決（施行日：平成27年10月1日）されたこと。

なお、委員の増員については、就学前の幼児の保護者を含めた保護者枠として1名、教育長が特別職となることから委員の立場において教育関係に幅広い知見を有する者として1名とする計2名の増員としたこと。

(2) 定数見直しの理由

増員後10年が経過する中、市における人口減少や他市教育委員会の状況、また、令和7年3月議会において可決された「日田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に基づいて、令和7年4月1日から、スポーツ、文化及び文化財に関する事務が市長部局へ移管されたことを踏まえ、法規定の委員数においても教育委員会の運営は可能であると判断したこと。

（施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

組織機構を見直すに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

(1) 部の設置に関する事項（第1条関係）

「こどもをまんなか」に、こども・若者の声を大切にし、福祉・保健、教育などの組織・所管を越えた包括的な相談支援体制のもと、妊娠・出産期からの各ライフステージを通じて、分野を越えた切れ目のない総合的な支援に取り組むため、新たに「こども総合部」を設置すること。

【「こども総合部」のコンセプト】

- ① 「こどもをまんなか」に、こども・若者の声を大切にし、福祉・保健、教育などの分野を越えた、総合的なこども施策（政策）の実現。
- ② 「こどもをまんなか」に、こどものライフステージを通じた切れ目のない支援の実現。
- ③ 「こどもをまんなか」に、福祉・保健、教育などの組織・所管を越えた、一元的（包括的）な相談支援体制の実現。
- ④ 「こどもをまんなか」に、支援に関わる関係機関との連携体制を構築しながら、支援の方向性や組立てを考える司令塔機能の実現。

(2) 事務分掌に関する事項（第2条関係）

「こども総合部」の事務分掌を次のとおり定めること。

- ・子どもの福祉、保健及び教育に関すること（他の部及び教育庁の主管に属するものを除く。）
- ・子どもの福祉、保健及び教育その他の政策の総合企画に関すること（教育庁の主管に属するものを除く。）
- ・子どもの福祉、保健及び教育その他の相談に関すること
- ・子育て支援に関すること
- ・子ども支援に関する関係機関との連絡調整に関すること

※ 各課の具体的な事務分掌については、本条例案の改正を踏まえて日田市行政組織規則において定める予定であること。

（施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じて、聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知を公示送達によって行う場合の方法を見直すに当たり、所要の措置を講ずること。

2 「聴聞」及び「弁明の機会の付与」

行政庁が不利益処分をしようとする場合に、当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して、意見陳述の機会を与えなければならないこと。

(1) 聴聞

不利益の程度が大きいと判断される不利益処分について、名宛人となるべき者等と行政庁との間でのやり取りを経て事実判断を行うこと。(処分前に対象者の意見・証拠を聞き取り。)

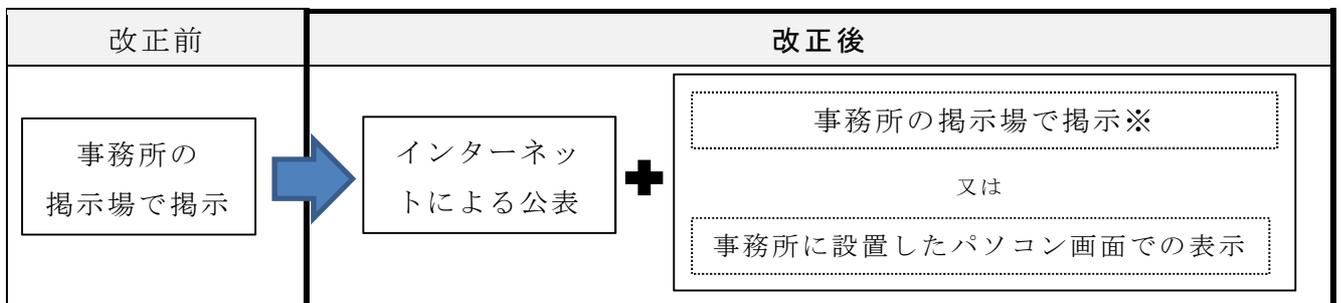
(2) 弁明の機会の付与

聴聞の対象とならない不利益処分について、処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与えること。(聴聞手続と比較し簡易な手続。)

※ 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（弁明書）を提出して行うこと。

3 条例改正の内容

(1) 「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、以下のとおり改めること。



※ 利用者の利便性、デジタルデバインド（情報格差）への配慮の観点から、事務所の掲示場での掲示も引き続き実施すること。

(2) (1)の改正に伴う引用規定の整理を行うこと。

(施行日 令和8年5月21日)

議案第7号 日田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

【担当課：総務課】

1 議案提出の理由

国等の状況を考慮し、会計年度任用職員の手当に関し、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

(1) 期末手当の改定

年間支給月数：2.50月→2.525月（+0.025月）

※ 令和8年度以降の期末手当について、一般職の改定に準じて支給月数を引き上げること。

(2) 勤勉手当の改定

① 年間支給月数：2.10月→2.125月（+0.025月）

※ 令和8年度以降の勤勉手当について、一般職の改定に準じて支給月数を引き上げること。

② 勤勉手当の支給月数について、本条例で定める支給月数の範囲内において規則で定める支給月数としていた規則委任に関する規定を廃止するもの。

※ 令和7年度参考（令和8年度以降は条例に規定する月数を支給）

・年間支給上限：2.1月（条例事項）

・年間実支給月数：1.575月（規則委任事項）

3 影響（増加）額

影響額＋42,368千円（期末手当＋6,531千円、勤勉手当＋35,837千円）

対象職員：336名

（施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

国の人事院勧告及び大分県の人事委員会勧告等を踏まえ、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の主な内容

(1) 通勤手当の額等の見直し

国の人事院勧告及び大分県の人事委員会勧告並びにこれらの勧告を踏まえた改正給与法及び大分県の改正給与条例の内容等を踏まえ、以下のとおり改正すること。

① 通勤手当の上限額の改定

通勤のため、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車を使用する職員に支給される通勤手当について、現行距離区分における当該手当の額の一部を引上げ、あわせて新たな距離区分を新設するに当たり、当該手当の上限額を67,300円（現行：32,600円）に引上げること。

② 駐車場等の利用に対する手当の新設

上記①の職員のうち、駐車場等を利用する職員に対する通勤手当を新設すること。（1か月当たり5,000円を上限）

(2) 特殊勤務手当の対象業務等の見直し

災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当について、新たに「避難所運営等の業務」を支給対象とするとともに、当該手当の上限額を1,080円（現行：530円）に引上げること。

3 通勤手当の見直しに係る影響額

影響額＋11,222千円

（施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

日田市職員共済会による行政財産の使用終了に伴い、所要の措置を講ずること。

2 本議案に係る行政財産について

本議案に係る行政財産については、平成3年に日田市職員共済会からの申請を受け、使用を許可した市役所本庁舎地下1階の一部であり、これまで、日田市職員共済会が会員等の福利厚生を増進を目的として運営する食堂及び売店として使用されてきたこと。

3 食堂及び売店の概要

- (1) 営業日：庁舎開庁日（令和6年度：243日）
- (2) 営業時間：食堂12時15分～13時00分 売店8時00分～18時00分
- (3) 利用者数：1日の利用者数等は、来客約20名程度、配達約20個（市役所内）
- (4) 利用者：主な利用者は市職員及び来庁者。

4 条例改正の内容

別表中、市職員共済会の使用料に関する規定を削除すること。
(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

大分県使用料及び手数料条例の一部改正に準じて、大分県から権限移譲されている屋外広告物関係事務に係る手数料の額の見直しを行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

大分県使用料及び手数料条例の一部改正に準じて、以下のとおり改正すること。

屋外広告物許可申請手数料		手数料		単位
		改正案	現行	
はり紙		5円	5円	1枚
広告旗又は立看板等		270円	260円	につき
広告幕		500円	480円	
気球		1,350円	1,300円	1個
電柱若しくは鉄柱の巻付又は突出広告		270円	260円	につき
その他の屋外広告物又は掲出物件	0.5平方メートル未満のもの	170円	160円	
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満のもの	270円	260円	
	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	440円	420円	
	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1,100円	1,050円	
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	2,200円	2,100円	
	10平方メートル以上15平方メートル未満のもの	3,350円	3,200円	
	15平方メートル以上20平方メートル未満のもの	4,450円	4,250円	
	20平方メートル以上25平方メートル未満のもの	5,550円	5,300円	
	25平方メートル以上30平方メートル未満のもの	6,650円	6,350円	
	30平方メートル以上35平方メートル未満のもの	7,750円	7,400円	
	35平方メートル以上40平方メートル未満のもの	8,900円	8,500円	
	40平方メートル以上のもの	8,900円に1平方メートル増すごとに440円を加算した額	8,500円に1平方メートル増すごとに420円を加算した額	

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

日田市上津江高齢者生活福祉センターを廃止するに当たり、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を求めること。

2 施設廃止の経緯及び理由

- (1) 上津江高齢者生活福祉センターは、地域の高齢者に対し、通所介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図るための施設として平成4年度から運営を行ってきた施設であること。
- (2) 令和2年7月豪雨により中津江高齢者生活福祉センターが被災したことから、中津江・上津江の通所介護支援機能及び居住機能を統合した施設として、新たに津江高齢者生活福祉センターを建設し令和6年4月1日から供用を開始した。なお、上津江高齢者生活福祉センターについては、交流機能を残し、上津江地区社会福祉協議会事務所としての利用や生きがいサロンの実施、地域包括支援センターの業務などの運営を行ってきたこと。
- (3) その後、上津江地区振興協議会及び上津江地区社会福祉協議会へ交流機能の上津江振興局庁舎への移転について協議したところ、上津江高齢者生活福祉センターに残していた交流機能の上津江高齢者生活福祉センターへの移転について提案があり、日田市社会福祉協議会と協議した結果、上津江高齢者生活福祉センターにある上津江地区社会福祉協議会事務所や交流機能を津江高齢者生活福祉センターへ移転することで協議が整ったことから、上津江高齢者生活福祉センターについて令和8年3月31日をもって廃止するもの。

3 日田市上津江高齢者生活福祉センターの概要

- (1) 名 称 日田市上津江高齢者生活福祉センター
- (2) 位 置 日田市上津江町川原3938番地
- (3) 構 造 鉄骨造
- (4) 建 築 年 平成3年9月
- (5) 延床面積 758.43㎡

4 条例改正の内容

上津江高齢者生活福祉センターの廃止に伴い、名称及び位置、開館時間、休館日に関する規定からそれぞれ同施設に関係する規定を削除すること。

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

日田市立東溪診療所の運営体制の変更に伴い、出張診療所を廃止するに当たり、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を求めること。

2 廃止の経緯及び理由

- (1) 日田市立東溪診療所は、昭和56年に旧天瀬町において天瀬町立東溪診療所として診療を開始し、平成12年には出口出張診療所が、平成16年には塚田出張診療所が開所され、市町村合併を経て現在まで運営を行っていること。
- (2) 令和5年度までは、市が直接雇用した医師が診療していたが、当該医師の退職に伴い、大分県に医師派遣の要望を行い、令和6年度からは大分県から派遣された医師によって診療を継続してきたが、継続的な医師派遣の確約が取れないため、現状では、1年ごとの更新となっていることから、将来に渡って安定的に医師を確保することが大きな課題となっていること。また、天瀬地区の人口減少と高齢化の進行に伴い、患者数は年々減少している状況であること。
- (3) このような状況を踏まえ、市が独自に医師を確保することは今後も困難であることから、市内の地域中核病院かつへき地拠点病院である済生会日田病院から医師の派遣を受ける形で運営を継続することとしたこと。また、現在の患者数及び済生会日田病院の医師体制を考慮し、東溪診療所での診療日及び診療時間について、令和8年度からは現行の週4日から週3日午前中のみに変更し、出張診療については行わないこととなったことから、出口・塚田の出張診療所を廃止するもの。

3 条例改正の内容

出張診療所の廃止に伴い、出張診療所の設置に関する規定を削除するほか、規定の整理を行うこと。

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、地方税法の一部が改正されたことから、所要の措置を講ずること。

2 子ども・子育て支援金制度の概要

- (1) 国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた児童手当の拡充などの施策に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設したこと。
- (2) 医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含めることとする法改正を行ったこと。

3 条例改正の主な内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額

子ども・子育て支援納付金に要する費用に充てるための国民健康保険税として、子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、国民健康保険税の課税額を、「基礎課税額（医療分）」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」及び「子ども・子育て支援納付金課税額」の合算額とすること。

子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、その課税限度額を3万円とすること。

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等

子ども・子育て支援納付金課税額の税率等については、大分県から示された標準税率を基に、制度創設に伴い、暫定的に次のとおり定めること。

区分		基礎課税額 (医療費)	後期高齢者支援 金等課税額	介護納付 金課税額	子ども・子育て 支援納付金課税額
所得割		8.34%	3.15%	2.26%	0.31%
被保険者 均等割		24,800円	9,100円	9,600円	900円
18歳以上被保険 者均等割		—	—	—	100円
世帯 別平 等割	下記以外 の世帯	18,500円	6,800円	5,100円	600円
	特定 世帯	9,250円	3,400円	—	300円
	特定継続 世帯	13,875円	5,100円	—	450円

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る軽減措置

現行の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額において措置されている軽減措置に子ども・子育て支援納付金課税額に係る軽減措置を追加すること。

(4) 18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の減額

子ども・子育て支援金制度の趣旨が少子化対策に係るものであることを踏まえ、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（上記(3)による減額がある場合は減額後の被保険者均等割額）の10割軽減の措置を講ずること。

(5) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改正すること。

区分	改正後	改正前
基礎課税額(医療費)分	<u>67万円</u>	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税額分	26万円	26万円
介護納付金課税額分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金課税額（再掲）	<u>3万円</u>	—
計	<u>113万円</u>	<u>109万円</u>

(6) 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引上げ

低所得世帯への保険税軽減措置として、当該世帯の保険税における均等割及び平等割について、軽減判定所得の基準額を次のとおり改正すること。

軽減割合	改正後	改正前
7割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円
5割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>31万円</u>	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5千円</u>
2割	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>57万円</u>	合算額 ≤ 43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u>

※ 「合算額」とは、総所得金額と山林所得金額の合計額をいう。

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

林野火災に関する注意報の創設に伴い、火入れの中止要件に林野火災に関する注意報の発令を加えるなど、所要の措置を講ずること。

2 林野火災注意報の創設等に係る経緯

(1) 国の動きについて

消防庁は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、検討会において林野火災における予防・警報のあり方など、今後の消防防災対策について、報告書が取りまとめられたこと。

消防庁は、この報告書等を踏まえ、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」及び「火災予防条例（例）の一部改正について」を各自治体に通知したこと。

(2) 日田玖珠広域消防組合火災予防条例の一部改正について

消防庁通知を受けて、令和7年第2回日田玖珠広域消防組合議会定例会において、「日田玖珠広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」が可決され、令和8年1月1日に施行されたこと。

3 条例改正の内容

(1) 火入れの中止要件に関する規定について、現行の強風注意報及び火災警報に加え、林野火災に関する注意報が発令された場合を加えるほか、関係する規定を整備すること。

(2) 火入者が火入れ前に、市長にしなければならない火入れの通知について、火入者から日田玖珠広域消防組合消防長へ通知があった場合は、市長への通知があったものとみなす規定を追加すること。

(施行日 公布の日)

議案第15号 日田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

【担当課：土木課】

1 議案提出の理由

道路構造令の一部改正等を踏まえ、自転車通行帯に関する事項を追加するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の経緯

- (1) 従来 of 車道と分離して設ける自転車道では、設置に必要な幅員2メートル以上の確保が難しく整備が進んでいない状況を踏まえ、道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）が平成31年4月に施行され、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定が新設されたこと。
- (2) 国が策定した第2次自転車活用推進計画においては、当該計画の期限である令和7年度末までに講ずべき措置として、「道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する」ことが定められていること。
- (3) 大分県及び県内市町において、「自転車通行帯」に関する規定を追加する条例改正が行われていることを踏まえ、条例改正を行うこととしたもの。

3 条例改正の内容

道路構造令に準じて、自転車通行帯の設置に関する規定を新設するほか、規定の整理を行うこと。

（施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

萩尾公園及び伏木公園の利用料金に係る区分の一部見直し等を行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の主な内容

(1) 利用料金に係る区分の一部見直し（別表第3関係）

萩尾公園及び伏木公園については、貸出用テント等による公園内でのキャンプを可能としているが、貸出用テント等は老朽化により貸出ができない状態であること、また、両公園におけるキャンプは、個人の所有テント等による利用が定着している状況であることから、当該公園における利用料金のうち、キャンプ利用に係る区分について、現在の利用実態等を踏まえ、下記のとおり見直しを行うこと。

公園	改正後			現行		
	区分	料金※		区分	料金	
萩尾	キャンプ場	1,570円	(1区画1泊)	5人用テント	1,760円	(1張1夜)
				8人用テント	2,640円	
				寝袋	440円	(1袋1回)
				毛布	660円	
伏木	キャンプ場	1,570円	(1区画1泊)	10人用テント	3,300円	(1張1夜)

(2) 禁止行為（火気使用）の明確化（第6条関係）

公園における禁止行為として「指定された場所以外の場所でたき火等の火気を使用すること」を明記すること。（火気使用については、現行の禁止行為に係る規定のうち、「公園を損傷し、又は汚損すること」に該当する禁止行為として運用しているが、明確化を図るもの。）
 （施行日 令和8年4月1日）

1 議案提出の理由

景観形成重点地区「小鹿田焼の里地区」に係る届出対象行為の見直しを行うほか、景観計画提案制度に係る手続等を規定するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の主な内容

(1) 届出対象行為の見直し

- ① 景観形成重点地区「小鹿田焼の里地区」に係る届出対象行為を見直すこと。
 - ア 建築物の届出対象行為の規模要件を地区の実態を踏まえた内容に見直すこと。
 - イ 工作物の届出対象行為を追加及び削除すること。
 - ウ 池ノ鶴地区を中心とした農業（田畑の耕作に限る。）若しくは窯業（小鹿田焼の陶器の製造に限る。）を営むための建築物若しくは工作物に係る行為又は市長が特に必要と認める行為を届出対象行為から除外すること。
- ② 上記①に伴う引用規定等の整理を行うこと。

(2) 景観計画提案制度の手続等に係る規定の追加

- ① 景観計画の策定又は変更の提案を受けた場合の手続（日田市景観審議会への意見聴取）を定めること。
- ② 景観計画の策定又は変更の提案に係る土地の区域の規模要件（0.1ヘクタール以上）を定めること。

（施行日 令和8年4月1日）

議案第18号 日田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【担当課：防災・危機管理課】

1 議案提出の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等の見直しが行われたことから、これに準じて所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

(1) 非常勤消防団員等の補償基礎額の改正

非常勤消防団員等の補償基礎額について、次のとおり見直すこと。

① 非常勤消防団員（単位は円。（ ）は現行の補償基礎額。）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340</u> (12,900)	<u>14,170</u> (13,700)	<u>15,000</u> (14,500)
分団長及び副分団長	<u>11,670</u> (11,300)	<u>12,500</u> (12,100)	<u>13,340</u> (12,900)
部長、班長及び団員	<u>10,000</u> (9,700)	<u>10,840</u> (10,500)	<u>11,670</u> (11,300)

② 消防作業従事者等

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円にそれぞれ引き上げること。

(2) 非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額の改正

非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額について、次のとおり見直すこと。

条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (事実婚を含む)	22歳までの 子	22歳まで の孫	60歳以上 の父母及 び祖父母	22歳まで の弟妹	重度心身 障害者
令和7 年度	加算額 (日額)	100円	383円	217円			
令和8 年度	加算額 (日額)	<u>廃止</u>	<u>433円</u>	217円			

※ 条例における号については、第1号の廃止に伴い、1号ずつ繰り上げるもの。

(施行日 令和8年4月1日)

1 議案提出の理由

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、排水設備工事業者に係る指定の要件の緩和を行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の策定に伴い、アナログ規制（常駐・専任規制）の見直しが行われた標準下水道条例の改正に準じ、排水設備工事業者としての指定要件のうち、責任技術者に係る規定について、「1人以上専属」から「選任」とするとともに、当該技術者の選任について、県内の他営業所との兼任を妨げないこととするもの。

改正後	改正前
<p><u>営業所ごとに、第37条に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任していること。ただし、大分県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p>	<p>第37条に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が<u>1人以上専属</u>していること。</p>

（施行日 令和8年4月1日）

(損害賠償議案)

議案第20号 損害賠償の額の決定について

【担当課：長寿福祉課】

1 議案提出の理由

リース契約の一部解約に伴い、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めること。

2 本件の概要

(1) 日田市と三菱HCキャピタル株式会社は、要介護認定審査支援システム用機器について、令和4年10月7日付で次のとおりリース契約（長期継続契約）を締結したこと。

リース期間：令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

リース料：月額50,765円（税込み）

※ リース料の内訳

① サーバー、ディスプレイ等：25,102円（税込み）本議案解約対象分

② デスクトップPC等：25,663円（税込み）

(2) 上記(1)のリース契約について、令和5年2月1日付で、契約期間を変更したこと。

リース期間（変更後）：令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

(3) 上記(1)のリース契約について、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により国の定める標準仕様に準拠したシステムへ移行することに伴い、令和7年11月28日付で一部解約したこと。

3 損害賠償の内容

(1) 損害賠償の額

652,652円

(2) 損害賠償額の算定

本議案解約対象分の月額リース料に残リース期間の26月分（令和7年12月から令和10年1月までの間）を乗じて算定。

※ 損害賠償については、国のデジタル基盤改革補助金により全額補填される見込み

議案第21号 日田市過疎地域持続的発展計画の変更について

【担当課：企画課】

1 議案提出の理由

日田市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めること。

※ 令和8年度から令和12年度までの計画は現行計画の変更として取り扱うとの指示が国からあったもの。

2 過疎地域持続的発展計画の概要

(1) 基本方針及び計画期間

項目	内容
①基本方針	地域の持続的発展にあたっては、若者を中心とした人口流出、地域コミュニティを維持すること、基幹産業である農林業をはじめとする地域産業の低迷などの課題や過疎地域が果たすべき役割等を踏まえながら、「第6次日田市総合計画」の将来像「ともにつくる 一人ひとりが主役の ひた」の実現に向けて、6つの「まちづくりの大綱」を定め、総合的なまちづくりを進める。 ア【市民協働】きずなを強める ～人の力が活かされる ひた～ イ【福祉】住む安心を高める ～いつまでも暮らしたい ひた～ ウ【産業振興】やりがいと魅力をつくる ～価値を磨き続ける ひた～ エ【生活基盤】安全で快適に暮らす ～便利も快適もそろえる ひた～ オ【教育・文化】学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～ カ【環境】水と緑を宝にする ～自然の宝を光らせる ひた～
②計画期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間

(2) 具体的内容

1. 基本的な事項 計画P1～P12	
(1)日田市の概況	(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 (イ) 過疎の状況 (ウ) 社会経済的発展の方向
(2)人口及び産業の推移と動向	(ア) 人口の推移と今後の見通し (イ) 産業の現況と今後の動向
(3)行財政の状況	(ア) 行政 (イ) 財政 (ウ) 主要公共施設等の整備状況
(4)地域の持続的発展の基本方針 (前頁2-(1)-①のとおり)	
(5)地域の持続的発展のための基本目標	
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)計画期間 (前頁2-(1)-②のとおり)	
(8)公共施設等総合管理計画との整合	

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 計画 P 13～ P 15	
(1)現況と問題点	(ア) 移住・定住への支援 (イ) まちづくり活動の推進
(2)その対策	(ウ) 地域間交流の促進
3. 産業の振興 計画 P 16～ P 27	
(1)現況と問題点	(ア) 農業、林業、水産業、商業、工業、観光の振興 (イ) 創業
(2)その対策	の促進 (ウ) 企業誘致の推進 (エ) 人材の確保及び育成
(3)産業振興促進事項	(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
4. 地域における情報化 計画 P 28～ P 29	
(1)現況と問題点	(ア) 電気通信施設の整備と情報化の推進
(2)その対策	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 計画 P 30～ P 37	
(1)現況と問題点	(ア) 国・県道及び市道の整備 (イ) 農道・林道の整備
(2)その対策	(ウ) 公共交通対策
6. 生活環境の整備 計画 P 38～ P 44	
(1)現況と問題点	(ア) 水道施設、給水施設、下水道処理施設等、廃棄物処理施設等、
(2)その対策	葬斎場、消防・救急施設等、公営住宅等の整備 (イ) 自然保護 (ウ) 公園・広場
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・計画 P 45～ P 49	
(1)現況と問題点	(ア) 児童・母子保健及び福祉 (イ) 高齢者保健及び福祉
(2)その対策	(ウ) 障がい者保健及び福祉
8. 医療の確保 計画 P 50～ P 51	
(1)現況と問題点	広域医療及び地域医療体制の整備
(2)その対策	
9. 教育の振興 計画 P 52～ P 57	
(1)現況と問題点	(ア) 学校教育
(2)その対策	(イ) 社会教育
10. 集落の整備 計画 P 58～ P 59	
(1)現況と問題点	周辺地域の人口減少及び地域コミュニティの希薄化
(2)その対策	
11. 地域文化の振興等 計画 P 60～ P 63	
(1)現況と問題点	(ア) 芸術・文化
(2)その対策	(イ) 文化財
12. 再生可能エネルギーの利用の推進 計画 P 64～ P 65	
(1)現況と問題点	再生可能エネルギーを最大限に活かした脱炭素社会の構築
(2)その対策	
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 計画 P 66	
(1)現況と問題点	環境に対する教育・啓発の実施、市民の環境意識の醸成
(2)その対策	

3 現行計画からの主な変更点

3. 産業の振興

(2) その対策

カ 観光の振興

変更前（現行計画）	変更後（R8-R12案）
平成24年度に観光振興基本計画（計画期間：平成25年から令和4年度）を策定し、5つの基本方針を柱に、観光振興に取り組んできました。しかしながら、旅行形態や消費動向など、計画策定時とは観光産業を取り巻く環境が著しく変化していることから、観光協会内に設置する「観光戦略会議」で策定する戦略と数値目標を反映させた、新たな計画を策定し、観光振興の具体的な推進を図っていきます。	令和4年度に日田市観光振興基本計画（計画期間：令和5年度から令和9年度）を策定し、観光振興に向けて掲げる5つの課題に対し、基本方針及び基本施策に基づいた観光戦略を展開しています。

(4) 産業振興促進事項

「(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容」を参照形式から具体的記載形式に変更。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

変更前（現行計画）	変更後（R8-R12案）
新型コロナウイルス感染症への対応も含め、地域が抱える医療に対するニーズや課題は複雑化・多様化しております。	本市を含む大分県西部医療圏は、県内で唯一、医師少数区域となっており、医師の確保が大きな課題となっています。

10. 集落の整備

(2) その対策

変更前（現行計画）	変更後（R8-R12案）
新しい公共などの市民と市との連携・協働による地域づくりを進めるために、活動団体への助成及び人材育成事業や住民自治組織の立ち上げ等、その支援に積極的に取り組みます。	市民の自主的な地域づくり活動を促進し、市民と市との連携・協働による地域づくりを進めるために、活動団体への助成及び人材育成事業等、その支援に積極的に取り組みます。

(市道議案)

議案第22号 市道路線の廃止について

議案第23号 市道路線の認定について

【担当課：土木課】

1 廃止する路線【1】(総延長：275.5m)

なかお
中尾線

2 認定する路線【2】(総延長：765.5m)

なかみぞ 中溝3号線、なかお 中尾線

3 路線一覧表

(1) 廃止する路線

※起終点の変更は、一旦廃止後に新路線としての認定手続が必要

	路線番号	路線名	概要	関連
①	①-814	<small>なかお</small> 中尾線	本路線と接続する地域の重要な生活道路を市道に編入することに伴い、終点の移動が生じたことから、一旦廃止し再認定を行うもの。	(2)②

(2) 認定する路線

	路線番号	路線名	概要	関連
①	①-567	<small>なかみぞ</small> 中溝3号線	高瀬こども園の移転に当たり、交通の円滑化や安全性の向上を図るため新たに整備する道路。 (新規認定)	
②	①-814	<small>なかお</small> 中尾線	終点の移動(再認定)	(1)①

(専決処分承認議案)

議案第24号 専決処分（令和7年度日田市一般会計補正予算（第7号））の承認について

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(補正予算議案)

議案第25号 令和7年度日田市一般会計補正予算（第8号）

議案第26号 令和7年度日田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 令和7年度日田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第28号 令和7年度日田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 令和7年度日田市給水施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 令和7年度日田市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第31号 令和7年度日田市下水道事業会計補正予算（第1号）

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(当初予算議案)

議案第32号 令和8年度日田市一般会計予算

議案第33号 令和8年度日田市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 令和8年度日田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和8年度日田市介護保険特別会計予算

議案第36号 令和8年度日田市診療所事業特別会計予算

議案第37号 令和8年度日田市給水施設事業特別会計予算

議案第38号 令和8年度日田市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第39号 令和8年度日田市水道事業会計予算

議案第40号 令和8年度日田市下水道事業会計予算

※ 詳細については、別冊に記載しています。

(報告)

報告第1号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 市が管理する市道敷内の木の枝が折れて相手方が運転する軽自動車に落下し、当該車両に損害を与えた物損事故。
- ・ 事故の場所 市道銭淵石井線上（日田市大字石井）
- ・ 損害賠償額 421,000円（市の過失割合100%）

報告第2号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 相手方が運転する車両が路上の落石に接触し、当該車両に損害を与えた物損事故。
- ・ 事故の場所 市道甫手野・クレコノ線上（日田市上津江町川原）
- ・ 損害賠償額 4,561円（市の過失割合50%）